

議長定例記者会見 会見録

日時：令和4年10月28日 10時30分～

場所：全員協議会室

1 冒頭挨拶

議員のSNS上での書き込みに関する正副議長声明

2 発表事項

令和4年度 第2回三重県議会「議員勉強会」を開催します

令和4年度「みえ現場de県議会」を開催します

2 質疑項目

議員のSNS上での書き込みに関する正副議長声明について

文書での厳重注意について

政治倫理審査会の開催について

令和4年度第2回三重県議会「議員勉強会」について

○ みえ現場de県議会について

三重県議会議員の政治倫理に関する条例について

県民からの要望への対応について

代表者会議での議論について

1 冒頭挨拶

(議長)おはようございます。10月の議長定例記者会見を始めさせていただきます。

議員のSNS上での書き込みに関する正副議長声明

(議長)発表事項に入ります前に、議員のSNS上での書き込みに関して、私と副議長から声明を発表させていただきます。お手元に配付しておりますのでご確認ください。今般、三重県議会議員がSNS上に書き込みを行った事案について、その内容を巡って三重県内だけでなく、全国にも広く報道がなされ、三重県議会の信頼を損ねることとなったことを受けて、正副議長から本人に対して文書にて厳重注意を行いました。昨年度のSNS上での事案を発端にして、人権侵害行為を明記するなどの条例改正が予定されている「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」では、条例の目的として、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議会の秩序と名誉を守り、県民の厳粛な信託にこたえ、もつ

て清潔で民主的な県政の発展に寄与することとしています。また責務として、議員は高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律するとともに、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならないと規定しています。本年5月に議員提出条例として全会一致で可決した「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」では、議員等の責務として、高い人権意識を持ち、条例の目的を達成するため、率先して積極的な役割を果たすことを規定しています。三重県議会として、これらの条例の下、議員の責務をしっかりと果たし、県民の議会に対する信頼を揺るぎないものとするため、議員一人一人の更なる意識高揚に向けて不断の取り組みを行っていきます。令和4年10月28日、三重県議会議長前野和美、三重県議会副議長藤田宜三。以上、声明を公表させていただきます。

2 発表事項

それでは、発表事項に入らせていただきます。本日は二つの発表事項がございます。

令和4年度 第2回三重県議会「議員勉強会」を開催します

(議長)まず一つ目、令和4年度第2回三重県議会議員勉強会の開催について発表させていただきます。お手元の資料、発表事項1をご覧ください。日時は11月21日月曜日、議会運営委員会終了後、場所は第1回目と同様、全員協議会室で行います。講師は、法政大学総長の廣瀬克哉様。演題は「地方創生と大学における人材育成について」と題しましてお話をいただく予定でございます。講師のプロフィールにつきましては、裏面のチラシをご覧ください。目的としましては、三重県では、大学進学時と卒業後の就職時に、多くの若者が県外へ転出していることから、県立大学設置について検討しております。10月3日に開催しました第1回議員勉強会では、県内就職率が7割を超える共愛学園前橋国際大学の学長から、地域に貢献する人材育成、学生の県内定着への取り組みを中心にお話をいただきました。県立大学設置に関しては、さまざまな視点からお話を伺うべきと代表者会議においてご意見をいただきましたので、今回は、大学は人材を育成する機関という、そもそもの大学の役割について、お話を伺いたいと考えております。三重県議会の議会改革で大変お世話になっています法政大学の廣瀬総長に、総長というお立場から、法政大学の人材育成の方針、今後少子化が進む中での大学の在り方、大学の経営等についてご講演いただく予定です。この議員勉強会はどなたでも傍聴可能でございますので、関心をお持ちの方は、ぜひお越しをいただきたいと思います。発表事項の一つ目は、以上のとおりでございます。

令和4年度「みえ現場d e県議会」を開催します

(議長)次に、令和4年度「みえ現場d e県議会」の開催について発表させていただきます。具体的な内容につきましては、広聴広報会議の座長であります、藤田副議長から説明させていただきますので、よろしくお願いします。

(副議長)それでは、令和4年度「みえ現場d e県議会」の開催について私からご説明を申し上げたいと思います。お手元の資料、発表事項2をご覧くださいと思います。まずは、開催趣旨でございます。三重県では年々加速する人口減少問題に取り組むため、令和4年度を人口減少対策元年として、推進体制の整備を行っております。人口減少は、さまざまな影響があることから、県内の各市町においては、さまざまな取り組みがされております。その一つに、移住の促進による地域活性化があり、県としても、市町の取り組みを把握し、連携して施策を進めていくことが一層重要になってきております。また、8月の22日に開催させていただきました、「みえ高校生県議会」におきましても、三重県の地域活性化には移住者の増加が必要なことや、実際に移住してもらうための支援策について提案をいただいたところでございます。そこで、今回は人口減少対策をテーマに、移住政策や地域おこし等の活動を通じて地域を盛り上げている方々と、人口が減少する中、どう地域活力を高めていくか、取り組みの実情を踏まえて意見交換を行う「みえ現場d e県議会」を開催し、今後の議会での議論に反映させていきたいと考えております。日時は11月17日木曜日、13時30分から16時。場所は、大台町にございますグリーンプラザおおだいの多目的ホールで行いたいと思っております。参加者につきましては以下のとおりでございます。内容的には移住定住や人口減少を担当されている行政の方、地域おこし協力隊などを通じて、大台町の地域おこしに尽力されてきた方、三重県に移住されて地域おこしに取り組んでおられる方など、計6人を予定させていただいております。三重県議会からは、正副議長、広聴広報会議の委員の皆さん、そして今回のテーマに関わりのある総務地域連携デジタル社会推進常任委員長、戦略企画雇用経済常任委員長の計12人が参加させていただきます。傍聴は事前の申し込みは不要でございます。資料の裏面をご覧くださいと思います。内容としましては、当日は私が進行役をさせていただきますと思っております。主催は三重県議会広聴広報会議です。その他としましては、新型コロナウイルス感染症対策をとらせていただきます。報道機関の皆さまにおかれましては、当日の取材等につきまして、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思っております。私からの説明は以上でございます。

(議長)ありがとうございました。本日の発表事項は以上でございますが、最

後に一つお願いがございます。来月11月は、いじめ防止強化月間であります。毎週水曜日にピンクシャツ運動が実施されます。議員への周知は、先日、10月17日の代表者会議で行わせていただきました。私も率先して取り組みたいと考えていますので、県民の皆さんへのPR等にご協力をいただきますよう、お願いを申し上げます。私からは以上でございます。

3 質疑応答

議員のSNS上での書き込みに関する正副議長声明について

(質問) 幹事社から、まず質問させていただきます。議員のSNS上での書き込みに関する正副議長声明についてですが、改めてこの正副議長声明を出された経緯を教えてください。理由は、県議会の信頼を損ねたということになるのでしょうか。

(議長) なぜ声明を出したかってことなんですが、今回の小林貴虎議員のSNS上での事案につきましては、その内容を巡って三重県内だけでなく、全国にも広く報道がなされ、そのことで三重県議会の信頼を損なうような状況となりました。このことについて、代表者会議で会派からの報告や本人からの説明を受け議論を行って行く中で、何らかの声明を出すべきとご意見をいただいたこと。また本会議において、辞職勧告決議案に、多くの議員が賛同いただいたことを踏まえて、声明として、発表させていただくということになりました。

(質問) 正副議長声明について伺いたいんですけども、この文章ですと、政治倫理条例と差別解消条例のことが書かれていますが、小林議員の言動がこの条例に反しているという趣旨でこの文言を盛り込んだのか、そのあたりを教えてください。

(議長) 今ご質問のありましたことについては、政治倫理条例の中で、疑いが持たれた場合に、自らがその疑いを明らかにして、本人から説明するということにもなっておりますので、その辺は代表者会議で小林貴虎議員が出席してもらって、代表者会議の中で自分の行った行為についての説明をされました。そういうこともあって政治倫理条例も参考にして、この声明を出したということになります。

(質問) この条例を引き合いに出された理由がちょっとよく分からないんですけども、改めて議長としては、今回の小林議員のSNS上の投稿と、そのあとの撤回を含めた経緯で、どこが問題があったと認識してらっしゃるのか教えてください。

(議長)それは、代表者会議だとか本会議での辞職勧告決議案で、議員がそれぞれ述べられたことが、政治倫理条例の中で、抵触をするというよりも、疑いがあるのではないかという話でございましたので、このことをしっかりと我々議員がこれからも守っていくという意味で、この政治倫理条例を前に出して、声明を出したということになります。

(質問)つまりこの二つの条例に小林議員の言動が反する疑いがあるので、議長声明で引用されたということでもいいですか。

(議長)疑いというよりも、疑いを持たれたということですよ。疑いをもたれたから、本会議の中でも、辞職勧告決議案に結びついていった訳でありますので、その説明を、本人が十分できなかつたということもあるんだと思いますが、政治倫理条例とかそういうものも踏まえて、三重県議会のこれまでの考え方といいますか、それを踏まえた行動とは言えずということになったんだと思います。それで、我々は、政治倫理条例を前面に出して、これを改めてしっかりみんなで守っていこうという声明にさせていただきました。

(質問)それは議長としては小林議員の言動が条例に反している疑いがあるからだということを考えてない。どういう意味でこの声明を出されたかいまいち分からないんですが。

(議長)さっきもずっとお答えさせてもらっているんですが、これからも、政治倫理条例を踏まえた、我々議会活動の中で、そのことを小林貴虎さんだけではなく、我々全議員がしっかりその内容を確認して守っていこうという意味での声明であります。これを契機に守っていこうという声明です。

文書での厳重注意について

(質問)先日の議会運営委員会だったか代表者会議だったか。小林議員に対して文書で厳重注意を正副議長名で行ったということを明らかにされたと思うんですけども、その書面を県民に広く開示というか、発表するべきだという意見もあったと思うんですが、そこはどうなったのかっていうことを最終的なところを伺ってなかったので。

(議長)小林貴虎議員に対する厳重注意の文書につきましては、情報公開条例の対象にはなるとは思いますが、小林貴虎議員本人に対する注意勧告の議長と副議長の文書ですので、一般公開するつもりは毛頭ないわけですが、情報公開条

例を使ってもらえれば、その内容については見るすることができます。

（質問）開示請求をしなければ見られないものになるということですか。

（議長）そうですね。開示請求していただいたら見られます。

（質問）改めて確認なんですけれども、小林貴虎県議に厳重注意を行った日にちを教えてください。

（議長）10月19日に文書で厳重注意を行っております。

（質問）小林貴虎県議を呼んで、その場で読み上げとあとは渡すっていう形ということでしょうか。

（議長）小林貴虎議員に議長室に来ていただいて、正副議長で対応いたしました。私から、この文章を読み上げて、本人にご注意くださいということで申し上げます。

（質問）この声明を見ると、厳重注意を行った理由ってというのが、全国にも広く報道がなされ、議会の信頼を損ねたことを受けてと読みとれるんですけども、逆に今回の件が報道されなければ、ああいうツイッターがされてた場合、特に厳重注意に至らなかったのかどうか、なぜその厳重注意をされるっていうことになったのかということなんですか、その辺りはいかがでしょうか。

（議長）代表者会議でもいろいろ議論が出てまいりまして、真意が明確になかなかならないところ、本人の謝罪をするっていうんですか、その態度にもよるんだと思うんですが、なかなか本人の意思がうまく皆さん方に伝わっていないということもあったりして、正副議長として、強く声明を出してはどうかという提案をいただきましたので、正副議長で検討しました結果、本人に対して、厳重注意の、最初は口頭で申し上げたんですが、文書できちっと残る形で出させていただくということになったわけです。

（質問）本人の態度がなかなか改まらなかったからより重く文書でということなんですか。

（議長）本人の態度が改まらなかったっていうのではなく、本人の説明が、うまく代表者会議の中でも伝わらなかったような、私は議長として気がいたしま

した。一生懸命説明して陳謝するところは陳謝しているんですけども、誠意というのが伝わってないのではないかなと私は思ったもんですから、そんなことになったと考えています。

(質問) それで厳重注意を文書でしたと。

(議長) はい。

(質問) 分かりました。

議員のSNS上での書き込みに関する正副議長声明について

(質問) 今の質問に関連してなんですけれども、本人の説明が代表者会議で伝わらなかった、誠意が伝わっていないということで、正副議長が声明を出すところの流れがちょっといまいちよく分からないんですけども、本人が普通に説明すればいいことであって、議長と副議長が出される声明っていうのは、もっと例えば議員の行動に対して、もう少し注意なり何なりを促すものではないのかと思ったんですけどそこはどうでしょうか。

(議長) 本人の説明の仕方とか謝罪の仕方は、私の感想を申し上げただけで、この声明を出す一番の元は、代表者会議で文書で出したほうがいいんじゃないかという要請がありましたので文書で出させていただいたということです。

(質問) ちなみに三重県議会の他の議員の方も信頼を高めていこうというような趣旨で出されたかと思うんですけども、今回書き込みで問題になっているのは小林貴虎議員であって、再三問題になっているのは小林貴虎議員のみだと思うんですけども、そこについてのお考えはいかがですか。

(議長) もう一度。

(質問) 小林貴虎議員のSNSの書き込みなんですけれども、今回だけではなくて、過去にもいろいろ差別投稿があったりとか、男性カップルの住所をさらしたりということがあったかと思います。議会の議員の皆さんの品位を損ねるという行動を、これまで重ねてやってきたのは小林貴虎議員のみだと思うんですけども、そこについてはどうなんですか、議員全体で高めていこうというようなこの趣旨の声明は果たして正しいんでしょうか。

(議長) 今申し上げたのは、政治倫理条例を三重県議会は早くから作って、そ

れをもとに、議員活動をしっかりやっていこうという申し合わせしとるわけですね。ですからそれをもう一度再確認をするためにも、政治倫理条例を前面に出して、貴虎議員のことにしても声明という形で出させていただいておるわけです。議員みんながもう一度、自分の政治活動などを見直そうという意味も含めておりますので、前向きな話をしておりますので、これからの。

（質問）以前チョッパリとかヘイトニダというような書き込みをした時には、正副議長が当時、要は差別的言動は許されないというようなかなり強めの声明を出されたかと思うんですけれども、今回も差別的事案ということでいうと同じような趣旨の声明になってもおかしくないと思うんですけれども、そこについては、文言が少しやわらかいような気がするんですが、どうでしょうか。

（議長）これは正副議長と相談して、そしてまた、議員の皆さん方にも確認をしておりますので、やわらかいという取り方もあるのかも分かりませんが、皆さん方が見たらそう見えるかも知れませんが、何度も申し上げますが、議員がこれから襟を正して、もう一度しっかり頑張ろうという決意も込められておりますので、よろしくご理解ください。

（質問）今回のこの声明を出されたのが代表者会議で要請があったからとか、あと声明文でも全国で報道がなされたからとか、結局その代表者会議で要請があったからとか、報道されたからって、他者の言動や行動がきっかけで声明を出したように思うんですけれども、結局、議長としては今回の小林議員のSNSの書き込みについて、議長自身は結局どう思ってるんですか。

（議長）議長という立場でございますので、貴虎議員の本会議で辞職勧告決議案も出たわけでありまして、そのことに関連してきますので、議長としての発言は控えたいと思います。

（質問）なぜ言えないんですか。

（議長）私はその賛否を示すようなことになってしまうといけませんので。

（質問）そう思うところはあるけれど、言えないってことでしょか。

（議長）議長という公正な立場で議会を運営していかなくてははいけませんので、その辺は差し控えたいと思います。

(質問) あんなことが起こったのに、こんな声明しか出てこないみたいな、全国で報道されたら、どうなんやろと思ったりするけど、念のためですけど、書き換えたりとか、出し直そうかっていう考えは今のところありませんか。

(議長) 正副議長で協議して決めて固めたわけですので、そしてこうして発表させていただきましたので、それを撤回するとか書き直すなんてことはまずないと思います。

(質問) 副議長にもお尋ねしますけれども、この内容をしっかり確認して、この文面で良いと。何かもし、本当は違った思いがあるとか、さらに言及すべきことがあると思われているのか、いかがでしょうか。

(副議長) 一応ですね、正副で決めた内容ですので、個人的な見解を申し上げるのは、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

(質問) 一応正副で決めたとおっしゃってましたけど。

(副議長) ごめんなさい、ちょっと。

(質問) ちょっと何か心の中でこう、何かもう少し。

(副議長) 議長は肝心なことおっしゃってないので、要は流れの中で、小林さんがある意味、SNSを使って嘘をついたということがあります。このことは、すべての議員から見ても、議員としては、三重県議会はどうなっているんだという批判の的になってるということについて、三重県議会の議員としてあるまじきことだということで、議長副議長から厳重な注意をしたというのが、趣旨になっておると思っております。

(質問) 県民からも、県にさまざまな声が寄せられているようでして、90件近く県民の声などに小林議員の今回の言動について声が寄せられているということで、批判の声も多いと思うんですけども、改めて議長としてはこういった県民の声をどういうふうを受け止めていくべきだと考えているか教えてください。

(議長) 県民の声について今、事務局の方で精査をしておりますので、まだきちっとしたものが議長のところへ届いておりません。それを確認させていただ

いた上で、正副議長で検討していきたいと考えております。

(質問) 精査というのはどういうことですか。

(議長) 中身の分類もしないといけませんので、いろんな意見が多分あると思いますので、その辺がまだ事務局で準備が整ってませんので、我々のところに届いていないということです。

(質問) 副議長にお尋ねしたいんですけども、小林貴虎議員の議員辞職勧告が出たときに、副議長も起立して賛成を示した立場だと思うんですけども、それで例えば正副で決めた内容なので意見を挙げるのは控えたいというと、それは賛成を示した立場としてはいかなものだろうかと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

(副議長) 内容作るにあたっては、私個人の意見というのを申し上げることはありますが、その中で調整をいたしまして、今回声明という形になっておりますので、そういう意味で申し上げたわけです。なぜ賛成したかということについての話は、やっぱりこの正副議長の会見の中で申し上げるべきではないだろうと思ってますので、ご了解いただきたいと思います。

(質問) 本人の名前を書かない。小林議員と。県議会議員だという書き方ですね。お名前を挙げておられない理由をお願いします。

(議長) 挙げておりませんこれは。

(質問) そこは、あえて匿名にした理由は何ですか。

(議長) これだけ報道されてるので、三重県議会議員のSNS上の書き込みっということだけで十分もう理解をしていただけるものと思ってましたので、あえて個人名を挙げずに声明をさせていただきました。

(質問) 10月19日に行われた文書での注意なんですけど、その内容に関わることなんですけど、結局正副議長としては、改めて今回の声明じゃなくて注意の部分なんですけど、何が問題だから、どうするべきだっていう、どういう趣旨で注意をされたのかって改めて教えてもらっていいですか。

(議長) 内容については、今も副議長からちょっと話がありましたが、嘘の

発言っていうんですか、公表したっていう、そのことが重大なことになって、皆さん方にも大変ご迷惑かけたことになります。しかし、誤った情報を出したことが大きな問題になっておりましたので、そうした行動を慎むようにという意味を込めて、この声明を本人に出して、嚴重注意をしたということになります。

(質問)一つはこの声明ですけれども、今日こういった形で出されましたけれども、これは県民に対して、例えばホームページにしばらく掲載するとか、あるいは議会だよりに載せるとか、公開の方法で何か考えてらっしゃることがあれば教えてください。

(議長)これは三重県議会のホームページに載せさせていただくことになります。議長欄というところもありますんで、議長のところにも同じように載せますし、注目情報という欄もありますんで、そこにも記載をさせていただこうと思っております。

(質問)紙で配られる県議会だよりのほうはどうでしょうか。

(副議長)現時点では考えていないんですが、広聴広報会議の中で委員の皆さん方から出すべきだという話があれば、それはそういうようになるのかなと思っております。

(質問)確認ですが、現時点では紙のほうには、掲載の予定は今はないということですね。

(副議長)今は考えておりません。

政治倫理審査会の開催について

(質問)あとですね、今回の事案を巡っては、会派の中では政治倫理審査会の開催をした上で、改めて何があったのか事実関係をしっかり確定させるべきだというご意見もありました。議長、副議長、今後この問題に関しては、政治倫理審査会を開く必要があるとお考えか、あるいは政治倫理審査会じゃなくても、事実の解明に向けて、さらに場を設けることが必要とお考えか、それぞれ教えていただけないでしょうか。

(議長)議長の立場としましては、議員の皆さん方から、定数の12分の1の要請があって、政治倫理審査会を開いてくださいっていう要請が出てくれば、

これ書面によって出てくるわけですが、そのときには、審査会を開くような手続きはとっていきたいと思いますが、議長のほうからそれを要請することはございません。

(副議長) その案件については、議運で決めることですので、私どもが決めることはできませんので、そのルールの上で進んでいくんだらうと思います。

令和4年度第2回三重県議会「議員勉強会」について

(質問) では、次の項目に移らせていただきます。先ほど、県立大学の設置に関しましてはさまざまな視点からお話を伺うべきというご意見もありましたとお話しいただきました。今回、法政大学の総長を講師に招くということで、かなり大規模な大学ではあると思うんですけども、改めて今回の狙いというところを教えてください。

(議長) 今回どんなことをするのかというお話だと思うんですが、執行部では、学びの選択肢の拡大や若者の県内定着、さらに地域を担う人材の確保に向けて、県立大学の設置について検討しております。人口減少対策の一つとして、大学の設置を考えている側面がうかがえるわけではありますが、その辺を考えまして、しかしながらそもそも大学は人材を育成する機関であり、それが大学の役割であるということから、三重県議会の議会改革で大変お世話になっております、法政大学の廣瀬総長に、総長というお立場から、六大学の一つでもあります、今言われたように大きな大学でもございますので、全国的に有名な法政大学ということで、人材育成の方針や今後の少子化が進む中で、大学の在り方、あるいは大学経営等についてのご講演をいただいて、執行部が県立大学を設置という方向に進んでおりますので、その辺の参考資料にしっかりさせていただきたいなと思っております。

(質問) 大学は設置の方向に進んでいるっていう感じの今認識ですか。

(議長) そこまでは認識しておりません。検討されているってことです。

(質問) 作るか作らないかを今検討しているという段階だと認識した上の、議員勉強会ですね。

(議長) 新年度予算にそのための予算が含まれてますんで、それで議会として勉強してると。

(質問) 前回の第1回議員勉強会の講師が前橋国際大学の森先生で、今回、法政大学の廣瀬総長ということなんですけれども、県立大学の設置を検討しているというので私立の方を2回連続でお呼びする理由というか意図というか、あと県立大学なので、例えばよその県立大学の方を講師に招いたりだとか、同じ公立大学の方を今後お呼びするっていう考えはないのかお伺いしたいと思います。

(議長) 今回の選択肢の中に、残念ながら今おっしゃっていただいた公立大学の学校の方を講師にお願いするという、今の段階ではありませんでした。ただ前回申し上げたんですが、代表者会議の中で県立大学の設置に向けて、前の来てもらった先生は地元の就学率、それから就職率、この辺を考慮して大学運営をやっているっていうお話もございましたので、それがすべてではないという思いで、また新しい考え方を持ってみえる大学の先生にお願いしたいという思いがございましたので、今回は廣瀬総長にお願いをしたところでございます。三重県とも非常に馴染みがこれまでも深いといいますが、県議会にも何度かお越しをいただいておりますので、その辺も踏まえてお願いをしたところでございます。

(質問) 議長としては今後、公立とか県立大学の方も講師としてお呼びしたほうがいいとか、何か考えはありませんか。

(議長) また今後も今回の勉強会を経た上で、いろんなご意見がまた議員の中から出てくると思います。勉強会は2回という限定をしておりますので複数回ということになっていきますので、機会があれば、またそういう声が出てきて、またその言われるような公立大学の先生方も呼ばれたらどうですかという意見が出てくれば、それをまた検討したいと思います。

○ みえ現場で県議会について

(質問) では次の発表事項2に移らせていただきます。まず幹事社から質問させていただきます。令和3年度はオンラインの参加もあったということですが、今回は全員が対面での参加になりますでしょうか。

(副議長) 今回は、簡単に言ってしまうと、コロナの対策さえやればできるということですので、やはりフェイストゥフェイスで直接お話をお伺いすることが私ども議員にとりまして、今後、議会の中へどうやって反映をさせていくかということについて、言葉の裏にあるようなところも含めて、やりとりをしたいなという思いがありまして、フェイストゥフェイスでやらせていた

だくと考えております。

(質問) 22年度から取り組みを始めて、議長もこれまでも参加されてきていると思うんですけども、改めてこの現場de県議会で関係者の方から直接お話を聞かれるということの意義というところ、議長としてのお考えをお伺いしたいです。

(議長) 私も過去には何回か出させていただいて、副議長の時には今の藤田副議長と同じように司会も務めさせていただいて、現場de県議会をさせていただきました。なかなか普段お会いをして、いろんな議論をするという機会がなかなかない人がいつも参加をさせていただいております、そういう意味では非常にありがたいなという思いでございます、普段聞けない話がしっかりと聞かせていただけるということで、ぜひこの機会を通じて我々も研鑽をしていきたいと思っています。

(質問) ありがとうございます。幹事社からは以上です。各社質問お願いいたします。他に質問はございませんでしょうか。

- 第二県政記者クラブの方も含めてお願いします -

三重県議会議員の政治倫理に関する条例について

(質問) 議長声明でもなんでもいいんですけど、政倫審の関係も条例もそうですが、もともと政倫審が設置されたのは平成17年か8年に、新政みえから出された前議長が、津市内の飲食店で暴行事件を起こして議員を辞職された。それが発端で政倫審っていう今のプロジェクトができて、ある程度その規定があったんですけど、その間ここに至るまで、マスゴミ発言の議員の問題とかいろいろありましたが、強化されることなく来て、今回小林貴虎さんの件で、ある程度倫理条例も作ると、要は強化の方向に走ってるわけですけども、それからいくと、差別とかいうことを入れ込むと、結局汎用性が条例としては使いにくいじゃないですか。つまり、差別発言だけじゃなくて、暴行もあれば、あるいは政務活動費の不正使用もあるわけで、そういうものを幅広く基因として、品格を落とすようなことはやめようというのが、本来その基本法の趣旨であると思いますし、その辺今回の倫理条例もこの前まとまったやつとか見ると、結構差別ということを中心になってますけど、その辺は議長どうお考えですか。

(議長) 時代の変遷っていうと失礼な言い方になるか分かりませんが、当時この条例が作られたときには、今の議会議員として、暴力的な事案が発生し

て非常に県民のひんしゆくを買った。そのための今言われたような方向で、この政治倫理条例ができたんですけども、その後、人権問題等も大きく取り上げられるようになってまいりまして、特にSNSで大きな問題が発生しているわけでございますので、その辺も十分勘案して、今回の政治倫理審査会での議論になったと思っております。

(質問)つまりSNSが多用されるような時代になって、そこでは議員の方もいろいろ投稿されたりとかしてて、ここんとこずっと問題になってるのは別に小林貴虎県議だけじゃなくて、他のまだ表面には出てこないけども批判を浴びてる県議がいらっちゃって、そこは全般にそういうものも自重しようという、議員の品格を落とさないようにというふうな話ですか。

(議長)特に、今回そういう意向が強いと私は思っております。

県民からの要望への対応について

(質問)あと伊賀の同性婚カップルの方が、小林貴虎県議の辞職をしてほしいみたいな要望書をお持ちになるというときに、代表者会議か議運でしたか、前野議長がお答えになって、県民個人から受け取る先例はないからそれを受け取らないというお答えされたんですけど、議長に伺いますけど、県民と議員と、そして議長の在り方っていうのは、どういうふうにお考えなんですか。

(議長)県民の皆さん方の声を直接聞くという大事なことなんですけれども、それを一つ、議長が、それじゃ私の知り合いだからという格好でそれを聞いてしまうと、それこそ計り知れない、いろんな県民の方々からいろんな要望が出たときに、その対応がしきれないということがございますので、一県民の声についてはご遠慮させていただくと。そしてそれを議員が代弁してもらうなら、議員のお話は聞かせてもらいますよという返答させていただいたことです。

(質問)ただ、180万県民一人一人聞いてられないみたいなことをおっしゃってるっていうのは、非常に誤解を招く発言で、本来的に言えばですよ、県民お一人お一人の声を聞きたいとか、実際問題、インターネット等でも集まるわけですから、そういうことを言われて、実務上は180万県民がいちいち押しかけてくるわけじゃないですか。その辺は配慮が足りないと思われませんか。

(議長)それはですね、一旦その壁を取ってしまいますと、それこそネットに対する返信も全部議長がしなきゃならなくなりますし、電話でいただいたもの

についても議長が返信をしなきゃならなくなる。また手紙も同じようなことでございますし、議場にいられて議事の忙しい中でも会わなきゃならんという日程が非常に混んでまいりますので、その辺は非常に難しい。だから、それを代表する地域の議員がおるわけですから、県議会議員おりますんで、議員の皆さん方がそれを代わって聞いていただいて、それでまた私のところへ届けていただけたら、予定にうまくはめられるんじゃないかなって思うております。

（質問）前野議長は真面目なご性格だから、全部来たら自分で答えなきゃいけないと思われるかもしれないけど、結局は定例会見用の文書だって前野議長自身がお書きになってるわけじゃなくて、事務局が書いて前野議長が発信されるわけだから、それは事務局処理で十分済む話だし。そっからいくとですよ、そういうことを、しゃくし定規に考えてやってることが開かれた県議会っていうこととは、趣旨が違ってくるじゃないですか。

（議長）個人の方々がおっしゃっていただくご意見というのは、県民の声として、届けていただいておりますんで、それはそれで我々も来たものについては目を通させてもらうわけですから、それはいいんですけども、直接来られて議長に会いたって言われると、ちょっと待ってくださいということになる。

（質問）ただあのカップルは、全くの見ず知らずの県民じゃなくて、かつて迷惑をかけられて、自民の会派長と当該県議が、わざわざそこまで行って謝られた、ある意味一般県民とは違うじゃないですか。その方が自分たちに関することで同じ県議に関して、こういうものを出したいといったときは、それはそれで受けても何らおかしくはないじゃないですか。

（議長）私はその時に感じたのはやはり、今までの議会の一応ルール、ルール化はしておりませんけども。

（質問）ルールがないじゃないですか。

（議長）ルール化してませんけれどもそういう流れできておりますので、それを私のとき破ってしまうと前例があったじゃないかということになってきますと、後の議長さん大変困られると思うんで、私のところでそれは止めさせていただいた。

（質問）水掛け論になるけど前例を破る破らないっていうのを恐れるとか恐れないとか、じゃ前例主義かって言ったら、三重県議会は前例主義じゃないから、

議長の諮問機関を設けるとか、地方自治法改正までさせてですよ、そこまでやってきたんだから、そこは全然前例主義じゃないじゃないですか。それに合わない議員というのは、本来的に議員になるべきでないという高い理想まで掲げられたこともありますやん。前野議長は、例えば三重県議会が通年制議会になる時の全協説明で、平成22年だったかね。その時に、こういう通年制議会になってゴルフできなくなるじゃないかと、懇親ができなくなるとおっしゃって、それを今、三谷県議は方々の講演で前野議長のお名前を出さないにしても、初期の段階ではそういう議員もいらっちゃったということで、前ぶれで使われてるらしいんですけど、そういうことからいってですよ、前野議長の議会改革とかそういうものに対してあなたの姿勢っていうのは本当に改革とかに乗っかってきてるんですか。

(議長) 一般県民と私たちが直接要望を聞かなくてというのが、すべて議会改革ではないと思ってます。やっぱりケースバイケースがありますんで。

(質問) 一般県民じゃないじゃないですか。

(議長) 一般県民ですよ。

(質問) いやいや一般県民だけど、実際問題被害を受けられた方で、わざわざ自民党の会派長が謝りに行かれてるんじゃないですか。それからいったらもう普通の県民が持ってきたって話ではないじゃないですか。

(議長) ですから、その一般県民をここへ連れてこられた方がおるんです、議員の中に。だからその方に代弁してもらえれば私は直接会いますよという話をしてるんで、拒否したわけではありませんので。

代表者会議での議論について

(質問) 14日の貴虎県議の代表者会議の説明の時に、三谷県議から、パスポート、当時韓国には行ってないと、教祖の葬儀の実行委員会に名前が載っていると。それでパスポートの写しは出してもいいみたいなことをおっしゃったんですけど、そのパスポートの写しってのは出てきてるんですか。

(議長) 出てきておりませんが、あの時の議論では、小林貴虎議員は、2011年から2014年だったと思うんですが、その間には韓国に渡航しておりませんというお話をされたと思うんですね。個人情報の塊ですけども必要とあらば見ていただいても結構ですと答弁されておりますけども、まだ確認はし

ておりません。

(質問)ご本人が見ていただいても結構ですって言ってるんだから、それは出す方向でいくのか、それともこのまもうやむやで幕閉じるのか、どちらですか。

(議長)11月8日に代表者会議がありますので、そこでまたそういう議論が多分出てくると思いますので、そこでまとめさせていただいて、見せていただくにしても、皆が見るのか、代表して議長が見るのか、それとも正副議長で確認するのか、そういう方向を決めたいと思います。

文書による厳重注意について

(質問)あと貴虎県議への注意文書は正副議長兩名ですか、それとも議長名ですか。

(議長)厳重注意ですか。兩名です。

(質問)正副議長の名前が書かれてるんですね。これ知事部局で言うと、こういう文章は全部出てくるんです。すなわち情報公開かけようがかけまいが。基本は情報公開ですけど、その場で本来的に出すんであって、個人って言っても一私人がそういうものを受けたんじゃないなくて、一応議員という職務に関しての注意文書ですから、逆に言ったらこれを個人情報と捉えるとか、それ自身の考え方が間違ってると思います。なんなら知事部局に確認して、今まで職員の注意文書出してないかって言ってるかどうか確認してください。間違いなく出してますから。なぜ議会と知事部局が違うんですか、対応が。

(議長)また確認をさせていただきます。

(質問)確認してその結果は次の定例会見でもなんでもいいですけど、ちゃんと答えていただきたいと思います。

(議長)わかりました。

みえ現場de県議会について

(質問)あと、みえ現場de県議会ですけど、今回大台町選ばれたのはなぜなんですか。多気もちょっと入ってるけど大体大台中心ですよ。

(副議長)当初、この趣旨に対応して、具体的にやってみえる市町を調べさせ

ていただきました。南伊勢町それから大紀町、それからこの大台町というのが拳がってまいりまして、私どもの日程を含めて、この3町に問い合わせさせていただきまして、内容的に対応できるのは大台町ということでしたので、大台町にお願いをしたというのが実情です。

(質問) 狙いが人口減少対策であるならば、少なくとも成功事例なのかあるいは上手くいかないよねっていう失敗事例を出すのか、今回はどちらに絞られたんですか。

(副議長) うまくいってるという理解をさせていただいております。

(質問) だったらなぜ全国的にも有名な朝日町とか、そういうところの成功事例っていうのは今まで議会は拾ってないんですけど、逆にそういうところも可能性としてあるじゃないですか。今回検討項目に入ってたんですか。

(副議長) 人口動態をまずみたんですね、人口減少率がどうなんだっていう話の中で、一番多いのが南伊勢町なんです。二番目が大紀町、三番目が大台町ということで、この課題に対して、県も人口減少対策というのが一番大きいということで。

(質問) その人口動態というのは増えてるんでしょうか。

(副議長) 減ってるということです。

(質問) 減ってるんでしょ。私が言ってる朝日町は増えてる。ただし、3年ぐらい前から落ちてるんです。逆に言ったら、増えて落ちてるから、両方学べるじゃないですか。だから朝日町ってのは検討課題に入ったのかっていうことを聞いているんです。

(副議長) 申し訳ありませんけども、人口減少率で、まず候補を上げましたので、朝日町は入っておりません。

(質問) まあ、あの答えは困るだろうからいいですけど、例えば知事部局は人口減少対策等で成功事例のところへ行ってるじゃないですか、千葉県流山市であるとか、あるいは兵庫県明石市であるとか。だとすれば当然成功事例も見なきゃいけないんで、本来的には減少してるところの地域だけじゃなくて、成功事例のところをまず、どうやってうまくいったかっていうことを見るべきで、

そのことをこの前発表されてるじゃないですか。この議会で、当局は。だとすれば、そのところが当然考えられてしかるべきだと思いますけど。

(副議長) 参考にさせていただきます。

(質問) 以上です。

(質問) ありがとうございました。終了させていただきます。

(議長) ありがとうございました。

(以 上) 11時35分 終了